

# 第1問 答案用紙

## (企業法)

<b>問題1</b>	<b>1 ①の種類株の定め</b>
<p>①の種類株は、普通株の株主に対する剰余金の配当に優先することを内容としているから、優先株式である(108条1項1号)。よって、甲会社が優先株式を発行するためには、その株式の内容として、定款に、剰余金の配当に関する定めをする必要がある。すなわち、(1)当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、(2)剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容、(3)発行可能種類株式総数、を定款に定めなければならない(108条2項柱書1号、466条、309条2項11号)。</p> <p>よって、甲会社は、(1)毎事業年度に1株につき3万円、又は償還までの5年間を通算して1株につき合計15万円の剰余金の配当をすること、(2)普通株の株主に対する配当に先立って配当すること、(3)発行可能種類株式総数を100株以上とすること、を定款に定める必要がある。</p>	
<b>2 ②の種類株の定め</b>	
<p>②の種類株は、あらかじめ定めた一定の日に種類株を取得することを内容としているから、取得条項付株式である(108条1項6号)。よって、甲会社が取得条項付株式を発行するためには、その株式の内容として、定款に、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得できる旨の定めをする必要がある。すなわち、(1)一定の事由が生じた日に当該株式会社がその株式を取得する旨及びその事由(107条2項3号イ)、(2)当該株式を取得すると引換えに当該株主に対して株式等以外の財産を交付するときは、当該財産の内容及び数若しくは額又はこれらの算定方法(107条2項3号ト)、(3)発行可能種類株式総数、を定款に定めなければならない(108条2項柱書6号イ、466条、309条2項11号)。</p> <p>よって、甲会社は、(1)「一定の事由」を発行から5年を経過した日とし、その到来をもって取得条項付株式の全部を取得すること、(2)当該株式の取得と引換えに当該株主に1株あたり100万円を交付すること、(3)発行可能種類株式総数を100株以上とすること、を定款に定める必要がある。</p>	
<b>問題2</b>	<b>③の種類株は、株主総会において議決権を行使することができる事項を制限することを内容としているから、議決権制限株式である(108条3項)。よって、甲会社が議決権制限株式を発行するためには、その株式の内容として、定款に、株主総会において議決権を行使することができる事項の定めをする必要がある。すなわち、(1)株主総会において議決権を行使することができる事項、(2)当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件、(3)発行可能種類株式総数、を定款に定めなければならない(108条2項柱書3号イ・ロ、466条、309条2項11号)。</b>
<p>よって、甲会社は、(1)株主総会の全ての決議事項について議決権がない完全無議決権株式とすること、(2)2事業年度連続して剰余金の配当が行われなときは、株主総会において全ての事項について議決権を行使することができること、(3)発行可能種類株式総数を100株以上とすること、を定款に定める必要がある。</p>	

## 第2問 答案用紙 (企業法)

<b>問題1</b>	<p>1 取締役会を招集する者は、各取締役に対してその通知を発しなければならない(368条1項)ところ、Aは、取締役Eに対しては通知を発していない。これが招集手続の瑕疵となれば取締役会の決議も瑕疵を帯びることになるため、本件取締役会決議の効力が問題となる。ところが、Eは名前だけの取締役であり、名目的取締役にすぎない。そこで、まず、名目的取締役に対しても同項の「各取締役」として通知を発する必要があるのかが問題となるが、肯定すべきである。名目的取締役も適法に選任されている以上、368条1項の「各取締役」に他ならないからである。</p> <p>2 とすると、Eに通知を発しなかったことは招集手続の瑕疵となり、本件取締役会決議は瑕疵を帯びることとなる。ところが、瑕疵のある取締役会決議の効力については明文規定がない。そこで、瑕疵のある取締役会決議の効力が問題となる。</p> <p>明文規定がない以上、一般原則に戻って無効と解する他ない。しかし、法的安定性を確保する必要もある。そこで、取締役会に出席しなかった取締役が出席したとしてもなお決議の結果に影響がないと認められる特段の事情があれば、決議は有効になると解する。</p> <p>本問では、Eは取締役会に出席したことも経営に関与したこともないから、Eが取締役会に出席したとしてもなお決議の結果に影響がないと認められる特段の事情がある。そして、決議に必要な定足数及び多数決の要件(369条1項)も満たしている。よって、本件取締役会決議の効力は有効である。</p>
<b>問題2</b>	<p>1 使用人であるPには乙会社の代表権及び代理権はないのであるから、乙会社は、丙会社に対して代金を支払う責任を負わないのが原則である。しかし、Pは副社長を名乗って当該取引をしている。そこで、354条の表見代表取締役制度によって、取引の相手方である丙会社を保護できないか。</p> <p>2 たしかに、同条は「取締役」としているから使用人には直接適用はできない。しかし、代表権を有するような外観の取締役であるがゆえに代表権があると信頼した第三者を会社の犠牲によって保護するという同条の趣旨は、使用人にも妥当する。よって、使用人にも同条を類推適用すべきである。</p> <p>そして、同条は、①代表権を有するものと認められる名称の使用という虚偽外観、②①の名称を付したという会社の帰責性、③①に対する第三者の信頼、を要件とする。③については、重過失は悪意と同視すべきであるから、善意かつ無重過失であることが必要と解する。また、代表取締役は登記事項である(911条3項14号)ことから、908条1項前段の登記の積極的効力と354条の矛盾をいかに解消すべきかが問題となるが、後者の趣旨は登記を閲覧して代表権をいちいち確認しなくても安心して取引できるようにすることにあるから、後者は前者よりも優先的に適用される規定と解釈すればよい。</p> <p>3 本問では、①Pは乙会社副社長の名義を使用している。また、②Aは副社長の名義の使用をPに許している。よって、③Pに代表権がないことにつき丙会社が善意かつ無重過失である場合には、354条が類推適用され、乙会社は、丙会社に対して、本件契約に基づき、代金を支払う責任を負う。</p>